

## 《 訂 正 表 》

『司法書士 コンプリート8 刑法』において、以下の様な誤りが判明いたしました。お客様にご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げますと共に、下記の様に修正いた度くようお願い申し上げます。  
(平成21年6月17日更新)

**立**東京法経学院

訂正箇所	誤	正
p 91 [例題 1] 2 行目	... C の花瓶を <u>A</u> に対して...	... C の花瓶を <u>B</u> に対して...
p 150 【論点】	B 説 制限従属性 C 説 極端従属性	B 説 制限従属性説 C 説 極端従属性説
p 153 5 罫線内(2)	教唆者が犯罪を...	<u>被</u> 教唆者が犯罪を...
p 154 (2)	教唆者が犯罪を...	<u>被</u> 教唆者が犯罪を...
p 157 8 4 行目	...拘留又は科料のみに あたる罪の <u>教唆犯</u> は...	...拘留又は科料のみに あたる罪の <u>従犯</u> は...
p 184 罫線内 第18条第6項から 第8項を右記と差 し替え	6 罰金又は科料の一部を納付した者についての留置の日数は、その残額を留置一日の割合に相当する金額で除して得た日数(その日数に一日未満の端数を生じるときは、これを一日とする。)とする。	

\* 下線部分が訂正箇所です。